

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで
昭和58年12月から61年3月までA社B寮の寮母をしていた。当時は1年ごとの業務契約で毎年確定申告をしていたので、1年間のすべてが未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月に国民年金に加入以降、自営を始める55年までの間、申立人の住所登録地に居住している申立人の母親に国民年金保険料を送金して納付していたと供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録から、当該期間について、申立人に係る国民年金保険料が納付されていたことが確認（厚生年金保険期間である昭和47年7月から51年3月までの国民年金保険料は平成13年10月17日に還付）できることから、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の申立期間当時の記憶は鮮明であり、申立人の納付書に係る描写も実態と一致しているなど、供述内容も具体的で申立内容に不自然さはみられず、かつ、申立期間は12か月と比較的短期間である。

さらに、申立人は、昭和58年12月から61年3月までA社B寮で寮母として働き、この間、経済的に変化も無く月額定額の給料を受けていたことから、申立期間について保険料を未納にする理由が見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付していたとする金融機関は、C市の指定収納機関であったことが確認できる上、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、申立期間において納付すべき国民年金保険料の金額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月までの期間及び 60 年 12 月から 61 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 12 月から 61 年 1 月まで

私が会社を退社した後に、妻が国民年金の加入手続をしてくれた。後日、送付されてきた納付書で妻が夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した。妻がアルバイトで貯めたお金を銀行から引き出して納付してくれたのに未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間において国民年金保険料の未納は無い上、夫婦の国民年金保険料の納付年月日が確認できる平成 3 年 8 月、同年 9 月及び 14 年 10 月から 15 年 9 月までの間は、夫婦同日に国民年金保険料を納付している。

また、申立人の妻は昭和 58 年 1 月 13 日に任意加入しているが、申立期間①について、申立人が 59 年 12 月に厚生年金保険の資格を喪失した際、妻は任意加入から強制加入への被保険者資格の変更手続を 60 年 3 月 19 日付けで適切に行っており、申立期間②についても、申立人の妻は申立人が厚生年金保険へ再加入した 61 年 2 月に強制加入から任意加入への被保険者資格の変更手続を行っていることから、申立人の妻が国民年金の資格変更の手続の際、申立人の国民年金の加入手続をし、納付書で夫婦二人分の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間以外ほぼ第 3 号被保険者や厚生年金保険の資格取得及び喪失の際の切替手続を適正に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立ての事業所における資格取得日に係る記録を昭和52年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月20日から同年2月1日まで
昭和52年1月20日付けでA事業所B支店からC出張所へ転勤発令があり、翌月1日に赴任した。この間、厚生年金保険が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、在籍証明書及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し(昭和52年1月20日にA事業所B支店から同社C出張所へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年2月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和28年3月から平成7年1月まで継続してA社に勤務した。しかし、D支店からC支店に転勤した時の記録に漏れが生じたものと思われるので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の発行した在職証明書により、申立人が、昭和28年3月10日から平成7年1月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額は、昭和34年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から平成2年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から平成2年11月まで
昭和55年5月から平成2年11月までの国民年金保険料の申請免除期間の追納保険料を支払ったのに納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の申請免除期間の追納保険料（20万円）を昭和59年ごろに集金人に支払ったとしているが、社会保険事務所によると、当時、追納保険料について出張して領収することはなかったとしている上、当時の区役所における国民年金保険料の取扱いは現年度分のみであり、申立人が納付したとする金額は、当時集金人に納付できる現年度分の国民年金保険料額と大きく乖離している。

また、申立人が昭和59年ごろに納付したとする国民年金保険料の追納期間以降の申請免除期間の追納保険料の納付を依頼していたとする勤務先の課長は既に他界しており、納付事実について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の被保険者台帳には、昭和57年1月に区役所の集金人が40年4月1日以前の公的年金の加入が無いこと、年金の受給資格を満たすことができない旨の説明を行った記載があり、申立人は年金を受給できないことを認識していたことがうかがえることからすると、国民年金保険料の申請免除期間について年金額を増やすため、国民年金保険料を追納したとする供述内容は不自然である。

加えて、申立人が国民年金保険料の申請免除期間の保険料を追納した事実を明らかにする関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 28 年 7 月 16 日から 30 年 3 月 31 日まで

私が初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得した年月日は、私が保有している厚生年金保険被保険者証によれば、昭和 26 年 1 月 1 日と記録されているが、社会保険事務所の記録では同年 6 月 1 日となっている。

また、昭和 28 年 7 月 15 日に当時勤務していた事業所が廃業したため、翌日から A 事業所に入社したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険に加入した日は 30 年 4 月 1 日と記録されており、両申立期間の社会保険事務所の記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書等)は無い。

また、申立期間①について、申立人は戦後の新教育制度の下で通常どおりに中学校を卒業した後に就職したとしているところ、申立人が中学校を卒業したのは昭和 26 年 3 月であることから、同年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとするのは不自然であり、申立人が現在保有している厚生年金保険被保険者証の再交付時に社会保険事務所が、「昭和 26 年 6 月 1 日」と記載すべきところを「昭和 26 年 1 月 1 日」と書き誤ったものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間①の申立事業所(B事業所)に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同じ学年(昭和 10 年度に生まれた者)である 5 人の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は昭和 26 年 6 月 1 日と記録されており、そのうちの 2 人の健康保険番号及び厚生年金保険記号番号は申立人と連番となっていることから、申立人を含む 3 人は、中学卒業

(昭和 26 年 3 月) 後にそろって申立事業所に入社し、試用期間を経て 26 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと推認できる。

次に、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間②の申立事業所 (A 事業所) が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 30 年 4 月 1 日と記録されており、申立期間②は、申立事業所が、厚生年金保険の適用前であったと確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該厚生年金保険被保険者名簿には、当該事業所の設立時の代表取締役も、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が昭和 30 年 4 月 1 日と記録されており、申立人の申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が 30 年 4 月 1 日であることに不自然さは無い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る同僚の連絡先は不明としており、いずれの申立事業所においても申立人が申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月に A 社に入社し、型枠大工として 47 年 9 月末まで勤務していた。

当時の同僚には厚生年金保険の記録があるのに私のみ被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成 20 年 2 月に当委員会に対し国民年金に加入していた期間として記録確認の申立てを行っており、当該申立て（B 国民年金事案 229）において、申立期間当時は C 社に勤務し、国民年金に加入していたと申し立てていた。一方、本件申立てにおいては、申立人は、A 社に勤務していたと申し立てており、申立期間当時についての申立人の記憶は曖昧なものと推認できる。

また、申立人の雇用保険の記録には、申立事業所に係る雇用保険被保険者記録が無い上、申立期間当時の当該事業所の事業主は既に死亡しており、申立人の申立事業所に係る雇用状況及び勤務実態について確認することはできない。

さらに、当時、C 社を経営していた申立人の義理の兄は、申立人は C 社で勤務していたと供述しており、申立人が当時の同僚として名前を挙げている者も「申立人と現場で一緒に働いたことはあるが、申立人は、C 社に雇用されていたのではないか。自分は A 社に直接雇用されており、申立人とは事業主が違う。」としているほか、申立事業所で勤務していた当時の事業主の妻は、「申立人は、A 社の社員ではなかったと思う。」としている。

加えて、申立事業所に係る社会保険庁のオンライン記録には、申立期間を含む全喪（平成 8 年 2 月 7 日）までの期間において、申立人の記録は無い上、健

康保険の番号にも欠番は無く、申立事業所に係る社会保険事務所の記録に不自然さはない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。